

2025年4月18日

各位

株式会社トクヤマデンタル

【注意喚起】

CAD/CAM 冠用材料のトレーサビリティシールについて

最近、インターネット上のオークションサイトやフリマアプリにおいて、CAD/CAM 冠用材料（以下、本材料）に同梱されているトレーサビリティシール（以下、シール）が出品、売買されている不適切な事案が発生しています。

厚生労働省保険局通知の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」において、本材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）が求められています。製品に同梱されているシールが当該「文書（シール等）」に該当するものです。

実際に使用した本材料およびロット番号と異なるシールによる事実とは異なる診療報酬の請求は、健康保険法違反の不正請求に該当します。よって製品に同梱されたシール以外のシールの使用は認められませんので、厳格な管理、運用をお願いします。

また、シールの売買は不正請求を誘発する行為なので、決して行わないようお願い致します。

以上